

議案第 116 号

伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例(平成 16 年伊賀市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(職員)

第3条 センターに必要な職員を置くことができる。

第 12 条を第 15 条とし、第9条から第 11 条までを3条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条 センターの管理は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条及び第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管

理者がセンターの管理を行うこととされた期間前になされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者になされた許可の申請とみなす。

- 5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条 指定管理者は、関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、センターを適正に市民の利用に供しなければならない。

- 2 指定管理者は、センターを管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

（指定管理者の業務の範囲）

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) センターの管理運営に関する業務
- (3) センターで行う事業の実施に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の伊賀市地区市民センター条例第9条第1項に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他指定管理者による管理に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。